

MELSC10年延長保証規定（給湯）

三菱電機システムサービス株式会社（以下、「当社」といいます。）は、以下のとおり MELSC10年延長保証規定（以下、「本規定」といいます。）を定めます。MELSC10年延長保証書（以下、「延長保証書」といいます。）は、本規定に基づき、無料修理を行うこと（以下、「本保証」といいます。）をお約束するものです。本規定に記載のない内容に関しては、延長保証書記載の製品（以下、「対象製品」といいます。）について当社が発行した延長保証書（無料修理規定）に基づいて取扱います。本保証ご依頼の場合は、本規定のすべてに承諾していただいたものとします。本規定にご承諾頂けない場合、本保証に基づくご依頼をすることはできず、当社はいかなる責任も負いかねます。

- 取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きによる正常なご使用状態（以下、「正常な使用状態」といいます。）且つ、メーカー保証期間（メーカー保証：本体2年、熱交換器・圧縮機3年、缶体（タンク）5年、を含む）とあわせて引渡し日より10年間の延長保証期間（以下、「延長保証期間」といいます。）中に故障した場合において本保証をご依頼される際は、三菱電機修理受付センターに修理をご依頼ください。
 - 三菱電機修理受付センター（以下、「サービス提供者」といいます。）TEL：0120-56-8634（フリーダイヤル）TEL：0570-01-8634（有料）受付時間：8:00～19:00（365日）
 - お客様による本保証修理のご依頼をいただいた際、三菱電機修理受付センターお客様窓口は、お客様の本保証に関する登録情報（管理番号、製品情報及び個人情報）の確認をいたします。お客様より本保証修理のご依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございますので、お客様におかれましては、本保証の加入後、十分にご注意いただきますようお願いいたします。
 - サービス提供者以外で本保証修理をご依頼された場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
 - サービス提供者が必要と判断した場合に本製品に係る記憶装置のデータの消去を行うことについては、お客様には事前にご同意いただいているものとし、何ら異論を述べないものとします。
 - お客様のご都合（ご連絡がとれない場合も含む）により、修理受付日から3カ月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。
 - 本製品において、故障箇所が複数ある場合、一部の故障箇所のみでの修理を前提とする修理受付はできません。一部のみの修理では製品の保証ができないため、全ての故障箇所の修理を行います。
- 延長保証期間中に、正常な使用状態で故障が発生した場合に、技術料・部品代・出張料（以下、「修理費用」といいます。）を保証します。ただし、離島及び離島に準じる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。本保証は、修理費用を直接金銭の提供によって保証するものではありません。なお、他の延長保証にて保証を受けられた場合、本保証の対象外となりますのでご注意ください。
- 本保証における保証限度額は保証書に記載されております。1回の修理に要する費用の金額（消費税等含む）が保証限度額を超えない場合は、保証は継続となります。（ただし1回の修理費用が保証限度額（消費税等含む）を超過した場合、差額をご請求し、本保証は保証期間の満了を待たずに終了します。）
- ご転居または譲渡される場合には、事前に三菱電機システムサービス株式会社リビング・ファシリティー事業推進センター TEL：03-3418-8390（MELSC オンラインストア事務局）にご相談ください。ご連絡がない場合は、本保証を受けられない場合があります。
 - 保証期間内でも次の場合には本保証の対象とはなりません。
 - ご使用上の誤り及び不当な修理や改造による故障及び損傷。
 - お買い上げ後の据付場所の移動、落下等による故障及び損傷。
 - 火災、地震、風水害、落雷、その他の天災地変、公害や異常環境（水質、電圧、水圧）による故障及び腐食、損傷。
 - 一般家庭用以外（例えば、業務用の使用、車輛、船舶への搭載等）に使用された場合の故障及び損傷。
 - カタログ、マニュアル、据付工事説明書に準じない施工及び設置による故障及び損傷。
 - 水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を使用した場合や、凍結・給水の供給事情が原因による故障及び腐食、損傷。
 - 腐食性の空気環境で使用された場合の故障及び損傷。
 - 経年変化または通常の使用損傷により発生する不具合。（音、振動、錆、傷、変色等）
 - 当社指定部品を使用せずこれが原因で本体不良となった場合。
 - 故障の原因が対象製品以外の部分にあって、それを点検修理した場合。
 - 維持管理に関わる費用。
 - 対象製品に不具合のない点検、清掃、洗浄、消耗部品（交換用フィルター・電池等）の調達、交換や調整、修復及び付属品の紛失による代替品費用。
 - 対象製品の取扱説明書に記載されている調整及び清掃等の諸作業。
 - 点検費用（法定点検、メーカー（定期）点検）。
 - 塩害、ガス害などの不備による故障及び損傷。
 - 修理修復作業範囲以外の修理、部品修復並びに意匠関連範囲（パネル・飾り枠・グリル）の塗装、メッキ直しサビ落とし、修理、部品修復及び清掃。
 - 当社指定外部品、機器、付帯設備（基礎、架台、電源設備等）及び現地工事区分（ドレン配管および冷媒配管・配線・カバー（断熱）等）の修理や修復。
 - 対象製品の故障に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）または対象製品以外の財物の故障及び損傷のほか使用の阻害によって生じた間接損害。対象製品の修理に伴う建物躯体の修理及び修復や対象製品以外の設備に起因して生じた二次的事故的な修復。
 - 保全提案（フィルター、ドレン詰まり等の定期的清掃など）するも改善できない事項に起因して生じた故障の修理や修復。
 - お客様から申告された故障状況の特定もしくは故障内容が再現されない場合のすべての費用。
 - 対象製品のリコール社告を行なった後、リコール原因となった部位に関する対象製品の修理。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動による故障及び損傷。
 - 直接であるか間接であるかにかかわらず、サイバーインシデントに起因する故障及び損傷またはサイバー攻撃に起因する故障及び損傷。
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。またはこれによって汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用による故障及び損傷。
- 対象製品の設置場所が高所や壁面等の特殊設置環境下での出張修理を行った場合には、出張及び特殊設置環境対応に要する実費を申し受けます。
- お客様は次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋など、社会運動など標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、合わせて「反社会的勢力」といいます。）または反社会的勢力であった者
 - 反社会的勢力などへの資金提供を行うなど密接な交際のあること
 - 第三者を使用して、自身が反社会的勢力などである旨を伝え、または関係者が反社会的勢力である旨を伝えること
 - 自らまたは第三者を使用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辭を用いること
 - 自らまたは第三者を使用して、名誉や信用などを毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
 - 自らまたは第三者を使用して、業務を妨害すること、または妨害するおそれのある行為をすること
 - 自らまたは第三者を使用して、法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - 反社会的勢力が支配、または実質的に関与していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 個人情報の取扱いについては、当社個人情報保護方針をご確認ください。→ <https://www.melco.co.jp/company/privacy/>
- 延長保証適用は日本国内においてのみ有効です。
- 本保証を行うために必要な範囲でお客様の情報を第三者へ提供することがあります。
- 本規定について予告なしに変更することがあり、当社が任意に定めた効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。なお、本規約の変更が利用者一般の利益に適合する場合には変更にかかる事前通知はしないものとします。
- 本規程に関連して発生したサービス提供者とお客様の間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。